

議案第29号

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例  
例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施  
設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

第9条第3項中「第33条の10第1項各号」の次に「（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。